

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和5年11月21日（火）午後1時30分から午後4時まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

1 家庭裁判所委員会委員（五十音順、敬称略）

植木楽、小栗知子、栗生好人、島由佳子、嶋末和秀（委員長）、田端浩二、辻田昌司、則定百合子、堀江佳史、山野雅哉

2 説明者

松下礼子、松本香菜

3 事務担当者等

中島英子、森村宜子、白崎彰悟、松本茂太、奥野由紀子

第4 議事

1 開会

2 前回の議事内容等

裁判所から、前回の家庭裁判所委員会のテーマ「利用しやすい家事調停の在り方について」について、次のとおり、委員からの御意見を踏まえた裁判所の取組等に関する報告を行った。

- (1) 当庁のホームページにおいて、家事調停の申立てを希望する当事者のために、調停を始めとする各種手続の書式を掲載しているところ、「裁判所のホームページは一般の方にとって「民事」や「家事」などの言葉が難しく必要な書式に辿り着きにくいのではないか」との御意見をいただいた点を踏まえ、当事者がより簡便に申立書書式を参照できるよう、ホームページのレイアウトの改訂を行った。

(2) 当庁ホームページに掲載している各種手続の書式はPDF形式のところ、「ワード形式で掲載してはどうか」との御意見について、セキュリティ上の措置を要することから、現時点で実現には至っていないが、当事者の利便性を踏まえるとワード形式のファイルは有用であるため、今後も引き続き掲載に向けて検討を進めていく。

3 テーマ「家事事件手続における子の福祉への配慮について」

意見交換に先立ち、和歌山家裁松下礼子主任家裁調査官及び松本香菜家裁調査官から、次のような内容を中心とした説明を行ったほか、[最高裁作成の子の福祉への配慮等に関する動画](#)の視聴を行った。

- ・ 子をめぐる紛争を取り巻く社会情勢
- ・ 子をめぐる紛争に関する家事事件手続の概要と現状
- ・ 家庭裁判所の手続における子の福祉への配慮の取組
- ・ 家庭裁判所調査官が行う調査について
- ・ 取組の現状

4 意見交換の要旨

別紙のとおり

5 次回委員会の開催テーマ

家事調停手続のウェブ会議利用について

6 次回委員会の開催期日

令和6年6月25日（火）午後1時30分

7 閉会

(別紙)

意見交換の要旨

(●裁判所委員又は裁判所説明者等、○その他の委員)

- 1 家事事件手続における子の福祉への配慮に関する当庁の取組の説明に対する感想や質問等
 - 令和2年の統計データによると、裁判所が関わる離婚が12パーセント弱とこのことであったが、その当事者全員が[最高裁作成の父母向けの子の福祉への配慮等に関する動画](#)（以下「動画」という。）や[リーフレット](#)（「面会交流のしおり」及び「家庭裁判所における面会交流事件の手続について」）に接すると理解すればよいのか。
 - 裁判所が関わる離婚12パーセント弱のうち、未成年子が関わる事件は更に絞られる。したがって、当事者が動画やリーフレットに接する割合は、さほど高くないと言える。
 - 社会福祉機関との連絡等について、どのような機関と、具体的にどのような連携をしているのか。
 - 事実の調査として、子や保護者が児童相談所の援助を受けている場合には、その状況について書面で回答してもらうことがある。また、子が通う小学校、保育園の教諭から子の状況をお聞きすることもある。
 - 子の気持ちをもっと大切にしないといけないという思いを改めて抱いた。
- 2 意見交換事項1（子の福祉への配慮について理解を深めることを目的とした各種ツールをどのように活用することが効果的と考えられるか。）についての意見
 - 動画及びリーフレットは当事者の気持ちに寄り添っていると感じたが、子ども向けのリーフレットはあるのか。
 - 調査において、子どもに手紙を送った上で、実際の面接場面で具体的に説明している。その際、調査のルールや発言の取扱い方法を、年齢に応じて、言語、

紙芝居又は説明文書の形で説明している。

- 面会交流は数年にわたり実施されるものであり、子自身が中長期的見通しを持てるような子ども向けのリーフレットがあってもよいのではないか。また、そうしたリーフレットには、子どもが理解しやすいよう漫画などの手法を取り入れるとよいと思う。
- 当事者に対する働き掛けの実情を詳しく知りたい。
- 視聴環境が整っていないという方に対しては、調停当日の待ち時間での視聴を働き掛けるが、それ以外については、強い促しはしていない。前向きでない反応としては、視聴を何度か促しても興味を持ってもらえない、視聴した感想として、うちとは違う、あんなことができるのなら離婚していないなどというものがある。
- 動画やリーフレットの内容が当事者に受け入れられない場合、その背景に当事者の発達特性（他者の気持ちを理解することが難しい）や性格といった要因が考えられることがある。いずれの場合も、共感的理解を出発点とし、ある時点から課題に直面していってもらおうことになるだろうが、心理学的な視点から助言するとすれば、「あなたも何か困っていませんか。」などと尋ねた上で、「子と良い関係を築くにはこうした方が得ですよ。」などと、メリット又はデメリットを伝えると受け入れられることがある。自分には関係ないという姿勢の当事者に対しても、今は関係ないと思っけていても、将来、子が力になってくれるかもしれないなどと将来的な視点を与えてメリットを理解させる方法がある。
- 調停委員として関わってきた立場から、動画やリーフレットの感想を聞いても「見ていない」と反応する当事者が少なくない。可能であれば、裁判所1階の待合コーナーで繰り返し動画を流しておく、より視聴してもらいやすいのではないか。
- 「動画視聴の御案内」を待合室に張り出しておけば、二次元バーコードを読み取って視聴してもらえるのではないか。

- 今回示されたリーフレットは、紛争となる前の段階で見てもらうことができれば、有効に活用できるのではないか。
 - 裁判所は、成年後見事件について積極的に関係機関との意見交換をしているので、それと同じような形で、例えば、PTAでの出前講義などで動画やリーフレットを活用した説明をしてもよいのではないか。
 - リーフレット等で親に子の気持ちを理解させるような働き掛けができれば、紛争を未然に防げるのではないかと感じた。
- 3 意見交換事項2（子の福祉に配慮した紛争解決を図るためには、当事者に対して、どのような働き掛けが効果的と考えられるか。）についての意見
- 教育現場においても、生徒指導の場面などで保護者の理解が得られず、保護者と対立的な関係が続くこともあったが、時間をかけてじっくり話をする中で、ふとしたきっかけで理解していただけることがあり、そのような場合には保護者と深い信頼関係を築くことができた。
 - 裁判所で、当事者と話す時間を十分取ってもらっていることは素晴らしいと感じる。今回は子に焦点を当てた働き掛けについて意見交換しているが、「離婚」という当事者が葛藤状態に置かれている場面で、まずは当事者を理解したり、当事者の気持ちに寄り添ったりすることが、子の安心につながるのではないかと感じる。
 - 面前DVについては慎重に判断しなければならないと感じている。
- 4 その他参考となる意見
- 子の福祉に配慮する上で、子の最善の利益に配慮して、子が主体的に意見を述べる機会を設けることが重要ではないかと考える。調査官調査で子の意向が聴取されることはあるが、子自身の意向表明という点では不十分と考えられ、子の手続代理人の意義は大きいと考える。平成25年から子の手続代理人制度が導入され、たとえ子が望む結論にならなかったとしても、子自身の納得性が高まったと聞いている。本日の議題からは多少外れるが、裁判所が職権で選ぶ

方法もあり、子の手続代理人の活用は、子の最善の利益を実現する上で非常に有益ではないかと考える。